

令和5年度第1回岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会の概要

1 開催日時

令和5年7月24日（月）午後2時から午後4時まで

2 開催場所

岩手県公会堂 26号室

3 出席者

(1) 委員（6名出席）

望月 敦允 委員長、阿部 瑛子 委員、田村 賢一 委員、役重 眞喜子 委員、吉田 敏恵 委員、
雷 哲也 委員

(2) 県側出席者

（出納局）佐藤副局長兼総務課総括課長、千葉入札課長

（県土整備部）田家建設技術振興課技術企画指導課長

（医療局）青木総務担当課長

（企業局）菊地予算経理担当課長

ほか抽出工事説明職員

4 開会

事務局から開会を宣言し、委員7名中6名が出席しており会議が成立することを報告した。

5 挨拶

（佐藤副局長兼総務課総括課長）

岩手県出納局副局長兼総務課総括課長の佐藤でございます。

令和5年度第1回岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会の開会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、お忙しいところ、また猛暑の中御出席いただき、誠にありがとうございます。

本日の委員会では、令和4年10月から令和5年3月までの契約工事などについて御審議いただきますが、まずは最近の県営建設工事の発注や入札状況等を簡潔に御説明申し上げます。

令和4年度の県営建設工事の発注状況は、震災復旧・復興工事の割合が件数、金額共に全体の1%以下まで減少するなど、震災以前の状態に戻りつつあると認識しているところでございます。

また、入札の取りやめは、平成25年度の21.4%をピークに減少と増加を繰り返していましたが、発注件数の減少の影響もあるものと存じますが、令和元年度以降は減少傾向が続き、令和4年度は4.8%となっています。

一方で、発注の減少により懸念されるのは、ダンピングの発生でございます。

「入札契約適正化法」では、入札契約過程での透明性の確保や公正な競争の促進など「ダンピング受注の防止」の基本原則が定められており、県では、令和3年4月の総合評価落札方式の適用工事の拡大など、ダンピング防止対策の強化に鋭意取り組んでいるところでございます。

令和4年度における低入札落札の発生割合は19.5%と、2年連続で20%を下回って推移しており、ダンピング防止対策の強化により、一定の効果をj得ているものと考えております。

入札を所管する出納局といたしましては、今後も入札動向を注視し、関係部局等と連携しながら、的確な制度の運用に努めて参る所存でございます。

公共工事に対する国民の信頼の確保と建設業の健全な発達を図るため、県には入札契約の適正な執行が求められております。

本日の御審議の中で、委員の皆様からいただいた御意見等を踏まえ、今後の取組に活かして参りたいと存じますので、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

どうぞよろしくお願いいいたします。

6 議事

(1) 岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会関係規程の一部改正について

[事務局から説明]

ア 岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会運営規程(資料No. 1)

イ 岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会事務処理要領(資料No. 2)

ウ 岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会会議の公開に関する取扱いについて(資料No. 3)

(2) 県営建設工事に係る入札及び契約手続の運用状況等について

[事務局から説明]

ア 入札方式別発注工事の状況について(資料No. 4~7)

イ 指名停止等の措置状況について(資料No. 8)

[質疑等]

【阿部委員】

資料のNo. 5の13ページの随意契約の番号が13番のところ、こちらの落札率74.65%ということで、随意契約で非常に落札率が低いということですが、こちらの予定価格との乖離というのは、何か理由があつて生じたものでしょうか。

(事務局)

入札では失格基準価格とか低い金額で入札した場合の失格となるような規定があるのですが、随意契約の場合は低い金額で無効になるものがございませんので、見積もりをされた金額で決定となるものでございます。

【阿部委員】

ありがとうございます。県の方でもともと予定していた金額とちょっと金額の乖離が大きいようですが、そういった部分で、もし何かしら、見通しが甘かったなど何か特別な理由があつてというものでしょうか。

(事務局)

積算については、過大な積算にはなっていないと認識しておりますので、あくまでもその随意契約の相手の業者さんがその金額で契約が可能だというのであれば、それで契約しております。

(3) 抽出工事に関する競争入札参加資格の設定方法等について

【望月委員長】

議事（２）抽出工事に関する競争入札参加資格の設定方法等についての審議を行います。

審議の対象となる工事について、今回は役重委員に抽出していただいておりますので、役重委員から御報告をお願いいたします。

ア 抽出工事一覧表（資料 No. 9）

【役重委員】

それでは、御報告させていただきます。

事務局からの資料を基に、6月8日に対象工事の抽出を行いました。

抽出した工事は、それぞれ資料No.5から資料No.7までの工事のうちから選定し、一般競争入札から1件、条件付一般競争入札の予定価格1億円以上から1件、同じく予定価格1億円未満から1件、随意契約から1件としました。

抽出にあたりましては、予定価格が比較的大きく、落札率が高い、あるいは低いものの中から、総合評価落札方式、価格競争方式、工事業種のバランスを考慮し抽出しました。

以上によりまして、お手元の 資料No.9 のとおり、4件の工事を抽出しましたので、報告します。

※以下、抽出工事に係る案件について審議

[担当部局から説明]

イ 一般国道107号大石地区道路災害復旧（トンネル築造）工事（資料 No. 10）

[質疑等]

【望月委員長】

このWTO対象工事というのは、どれぐらいの頻度で出てくるものなのでしょうか。

数年に1回とかそういう単位のものかといった辺りについて、もしわかりましたら教えていただければと思います。

(事務局)

知事部局の分になりますが、過去の発注状況に関しましては、震災復旧・復興工事のピークになっていた平成25、26年度あたりは年間で15件くらいありました。その後、震災復旧・復興工事が減少してきたこともありまして、平成28年度以降は一桁になりました。平成28年度から30年度までは年間で3件、令和元年度が1件、2年度が2件、3年度はありませんでした。

【望月委員長】

直近のところは件数が下火気味ではありますが、その全く経験がないというか、あまり知見がないというわけではなくて、過去からはそれなりの積み上げた経験がある案件とお聞きしてよろしいのでしょうか。

(事務局)

よろしいです。

【田村委員】

本件を落札した（株）安藤・間・若築建設（株）・東野建設工業（株）特定共同企業体と、●●特定共同企業体の差なのですが、A3の資料の課題以外の提案の評価点の提案①の点数の差が、落札者が●、●●の方が0と、このところが落札者の決定の決め手になったかのように見えるのですが、この差は、具体的にはどういうところで差がついたのかを教えてください。

(道路建設課)

課題以外の提案の部分で、2項目提案することができまして、それぞれ提案者の視点から2つの提案ができることとなっております。

点数の評価につきましては、それぞれ、目標と手法と根拠という審査方法を設定しておりまして、そういった設定項目を満たしている場合には2点、一部満たしていない部分については1点、それより落ちる場合は0点となりまして、目標と手法と根拠という点を満たしているか満たしていないかということで、落札者は●点、他者はその項目を満たしていなかったので0点となります。

【田村委員】

委員会の席で説明する時は、委員会は外部の人間なので、その提案の中身がどうだったのか、この提案を比較するとこちらが●点がついてこちらが0点であると、具体的な中身を説明していただかないと、第三者には理解できないと思いませんか。

(道路建設課)

技術提案の中身につきましては、企業のノウハウがありますので、具体的なところまでの説明は難しいところがありまして、それぞれの社会的貢献・・・

【田村委員】

すいません、ノウハウというのは建設に関する技術的なことですか、安全管理に関することとか、あるいはそれ以外の廃棄物に関する処理のこととか、ノウハウといってもこういう項目でということでは話してもよろしいのではないかと考えますが、いかがですか。

(道路建設課)

具体的なところは差し控えさせていただきたいのですが、落札者には環境に配慮する提案がありました。その提案内容に対して、目標と手法と根拠、これらがしっかりしていたということで満点。一方で、工程に関する提案がございまして、その中で目標や根拠が具体的ではないということで評価が得られなかったという内容です。

【田村委員】

課題以外の提案の場合は、各社が出してくる提案、フリーに出してきて、落札者は環境に関する提案があり、他方は工法に関する提案であって、この両者を比べた場合に、落札者●点とか、他者は0点という評価を、技術的な観点からされたという、そういうことになるのですか。

(道路建設課)

評価の仕方につきましては、先ほど言ったとおり、目標と手法と根拠という視点を設けておりまして、それぞれの視点で具体的であるかどうかということで評価をしておりますので、両者を直接比較しているわけではなくて、それぞれの評価の視点を置くことに審査しているということです。

【田村委員】

私の質問に対する答えはなかなか難しいというような感じがして、今の説明で理解できたわけではないのですが、環境に関する提案をしてきたところと工法に関する提案をしてきたところを比較して、環境を取られたということであれば、一般的な感覚からは理解できるかなというふうには思っています。ありがとうございました。

【望月委員長】

点数の評定のことですが、評価をつけるのは部署内で点数をつけるということによろしいでしょうか。

(道路建設課)

そのとおりです。

【役重委員】

資料 10-15 ページの入札調書を見ていますが、この結果を見ますと、加算点と入札額の、すごくぎりぎりのところで決まっているのだなということがわかりますが、落札者と一行目の大成建設さんの J V を見ますと、加算点は同点で、入札額の差で決まっているということが見えております。このぐらいのトンネル土木で、この工種で、このぐらいの金額規模の場合に、入札額が非常に近似しているなど感じますが、今の設計ソフトも進化していますので、みんな同じになるようなことも現実としてはあるのかなと思いますが、ここについて、こういうものなののでしょうか、不自然な点とかそういったことは特段見受けられないのでしょうか、ということをお尋ねしたいと思います。

(事務局)

県工事につきましては、建設工事は単価というものが定められておりますので、そういったものに基づいて積算しております。単価が定められていないものにつきましては、参考見積を徴取しながら設計額を積み上げていくという形になります。今回の工事の場合につきましては、設計単価を基に設計額を積算していく、というふうなことです。設計単価につきましては、全てではありませんけれども公表していますので、それを基に入札業者が積算した結果がこのような形になっているものです。

【役重委員】

県の設計は、そのとおり適正なのだと思います。適正だからこそこうなっているのかなと思うのですが、業者の入札に関しては、様々な技術提案とか、いろんな新しいアイデアとか、やり方とかそういったものを技術提案して、積み上げていくというものになっているのだらうと思います。

そうした点から、経験的直感的にはですね、もう少し開きが出てくるものなのかなというふうに思ったので確認をさせていただいたということです。

特段何かコメントがあればということをお願いします。

(事務局)

先ほど申し上げたとおりです。

【担当部局から説明】

ウ 磐井川流域下水道一関浄化センター受変電設備ほか更新工事 (資料 No. 11)

【田村委員】

資料の 2 ページ、入札参加確認申請書等に参入見込 11 社ありますが、結果的に 1 社しか入札をしなかった。これ、他の 10 社が入札しなかった原因は、どのように見ていらっしゃいますか。

(盛岡審査指導監)

原因につきましては、業者それぞれの事情があったと思いますけど、実績のある業者が少ない中で 3 億 1 千万円ということで、申し込みをしていただけなかったことの原因については、推し量ることができないというのが現状です。

【田村委員】

今のお話からすると、元々の価格設定が安くて、ということにも聞こえかねます。ちなみにこの更新工事ですが、元の工事はどの業者がされた。更新前の当初の既設設備は、どこがされた分でしょうか。

工事内容が、既設の設備を使えるものは生かしながら新しいものに置き換えるという部分があって、前の工事を手がけた業者でなければ、やりづらい面があったということなのではないでしょうか。

(流域下水道事務所)

システムというか、その業者じゃないと使えないというか、既設設備の機械とかだと、なかなか他社が手を出しづらいということがあるかと思います。

【田村委員】

わかりました。ありがとうございます。

[担当部局から説明]

エ 唐丹漁港水産物供給基盤機能保全（浚渫）工事（資料 No. 12）

[質疑等]

【田村委員】

これは提案なのですが、例規集の7-8にある、設定基準の地域要件の補正のところ、あくまで県内業者に限定していますが、例えばこの事例の漁港だと、盛岡の業者も入札していますが、地理的に言えば、気仙沼の業者の方が近いわけですね。

そうすると、プラス盛岡の業者よりも気仙沼の業者の方が、この漁港の浚渫工事となるとノウハウも豊富で、よりローコストでやってもらえる可能性もあるんじゃないかなと思います。

単純に県内で切ってしまうよりは、行政の3E、より経済的に、効率的に、効果的に、と考えると、距離要件を入れた方が、より安くできる可能性もあるかなと思います。

ただ、この工事に関しては低入札なので、本件に関しては特に問題ないと思いますが、そういった対応も御検討いただければと思います。意見でした。

【望月委員長】

今の意見も、今後の参考にさせていただければと思います。

[担当部局から説明]

オ 金ケ崎ろ過施設（第二期）ポンプ井配管改造ほか工事（資料 No. 13）

[質疑等]

【雷委員】

独自の技術を用いて設計する必要があった理由を教えてください。それと、他の地域のろ過施設の方式について、参考までにどういう方法を使っているのか、可能な範囲で教えていただければと思います。

(企業局)

随契理由として独自の技術を用いてとお話ししましたが、ろ過した水質に合致するため、薬剤の注入路から注入してノズルの加工処理などは、製作メーカーの技術です。

【雷委員】

金ケ崎は、どうしてこの方式を使ったのでしょうか。

(企業局)

ろ過施設に関しては、他の施設も同じ方式を使っています。

【雷委員】

このろ過施設については、他でも随意契約なのですね。

(企業局)

システムとして考えると、ほぼ製作メーカー、設置メーカーと随意契約です。

【雷委員】

公共工事の前提としては、特殊な技術を用いなくて、どこのメーカー、業者でも入れるように、競争が働くような、標準的な設計をするというのが前提としてあると思うのですが、このろ過施設については、今後そういうことはできないのでしょうか。

(企業局)

ろ過施設に関しては非常に難しく、独自の技術というところが大きいので、一つのろ過設備、ろ過システムとして考えると、メーカーさんをお願いしている形になります。

【雷委員】

そうなると、維持管理まで、そのメーカーがずっと関わっていかないとできないものなのではないでしょうか。

(企業局)

施設の定期的な点検も、製作メーカーに発注しています。

【雷委員】

そうなってくると、仕事の独占ってということにも繋がってくるような気がします。ここはなるべく窓口を広げるような設計にするべきかなと思いますけど、私の意見です。

【望月委員長】

今の点、私も気になったのですが、ろ過施設だからという理由で1社というのは、ちょっとうまくないような気がします。日本全国探してそこしかないとか、あるいはそれに限りなく近い状態になるジャンルならばわかるのですが。

そのメンテナンスの費用も結構高額な金額になっていますし、これがあらかじめ予想できていたのかということも気になりますが、全部随意契約でなければいけない内容なのかというところがしっくりこないというのが正直な感想です。今ここでどうこう議論は困難かとは思いますが、今一度精査した上でこれしかないというのであれば、それはやむなしと思うのですが、再検討いただいたほうが良いような案件のように聞こえます。

こちらの理解不足かもしれないのですが、というところです。

(企業局)

随意契約という、どうしても当初製作したメーカー以外が一般競争入札でやったとしても、最初に製作したメーカー以外が手を挙げるのは難しいことがあったと思います。

抽出案件2番目の北上川上流流域下水道事務所発注工事の更新工事で、三菱のJVしか手を挙げていないというケースもありますので、なかなか最初製作したメーカー以外が更新工事をやりますというのは、難しいのではないかと認識しております。

【望月委員長】

メンテナンスは本当にそうだと思いますし、最初の設置が入札である前提かとは思いますが、何種類、何か所ぐらいこのようなシステムがあるのかわかりませんが、適正な入札でこうなったのであれば問題はないと思うのですが、全体像としては、無条件にというのは難しいと思いますので、適宜チェックをしていただきたいと思います。

(企業局)

ろ過施設は2か所ありますが、当初のそういった施設の発注については、当然、競争入札で執行しております。

当初の発注については当然ですが、最終的にメンテの話は一般競争入札での執行も良いかと思

ますが、他の業者さんが手を挙げるかどうかというのは、非常に可能性は低いのかなと思いますが、発注方法は検討して参りたいと思います。

【田村委員】

今、同じような過施設が県内2か所あるとお話しされたかと思うのですが、もう1か所も同じ業者がこの設備を担っているのですか。もう1か所は、別の業者に発注しているのでしょうか。

(企業局)

もう1か所は、違うメーカーです。

【望月委員長】

今日の最後の話等々は、記憶にとどめておいていただければと思います。

本日の抽出事案の審議を通じて改善すべき点または入札制度全般について、御意見等があればお願いいたします。

【吉田委員】

今の企業の独占ということで、2例目の三菱電機さんの件ですが、入札が1社だけで技術があつて他の人が参入できないと。でも先ほどの話では、参入できないような工事はしないというのが基本的にあるのではというお話もあつて、今後ますます、例えばコンピューターなりいろいろなシステムによる、そこだけしかできないみたいなことが、もっともっと広がった場合、結局1回目の入札で落札すると、2回目も3回目もその業者になると、素人目ではそう考えてしまいます。そこをどうやって独占と公平な競争を担保するというのはちょっと考えないと、入札するのは形骸化して、形だけになってしまうのではないかと思います。

消費者としては、すごく不得意な分野ですが、「仕方ないんですよ、三菱さんしか技術がないので、他は手が出ないと思います。」というのを認めると、入札するのが馬鹿らしいという感じになってしまうのではないかと思いますので、ちょっと独占と公平性とのバランスの取り方というのを考えるべきではないかと思いました。

【望月委員長】

今の吉田委員の意見には私も同感でありまして、メンテナンスとか非常に難しい問題はあるとは思いますが、その右から左が当たり前になってしまうのは、やはり良くないのかなというような印象を持っております。

お忙しい中で難しいとは思いますが、今後の検討に役立てていただければと思います。

(4) 県営建設工事に係る入札の取りやめの状況及び落札率について

[事務局から説明]

ア 入札の取りやめ状況 (資料 No. 14)

イ 県営建設工事入札方式別落札率データ (資料 No. 15)

[質疑等なし]

4 その他

(事務局)

望月委員長には、長時間にわたり議事を進行いただき、ありがとうございました。

4の「その他」でございます。

お配りしております資料のうち、発注工事総括表、発注工事一覧表、入札結果につきましては、

平成 24 年度第 1 回委員会の際の委員の御意見を踏まえ、第 2 回委員会から「震災復旧・復興工事」と「その他工事」を区分し表記してまいりましたが、震災復興工事の割合も 1%未満となってきたことから、次回から区分せず、事務処理要領に定める様式に沿った資料を作成させていただきたいと考えておりますので、御了承をお願いします。

(佐藤副局長兼総務課総括課長)

本日は、長時間にわたり御審議をいただき、また、貴重な御意見を賜りましてありがとうございます。ありがとうございました。

当委員会委員の現任期は、本年 12 月 11 日までとなり、任期中の定例の会議は、今回が最後となります。部会で調査が必要な事案が発生した場合は御対応いただきますが、定例会としては今回が最後となります。

委員の皆様におかれましては、令和 3 年 12 月から 2 年間にわたり、当委員会の運営に御協力をいただき、誠にありがとうございました。

5 閉会

(事務局)

以上をもちまして、岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会の一切を終了いたします。ありがとうございました。